令和8年6月
公益財団法人 北海道環境財団

よくあるご質問
「地域における再エネ等由来水素利活用促進事業」
事業全般

区分	通番	質 問	回 答
全般に関する質問	1	各補助事業の予算内訳を教えてください。	各補助事業の予算内訳は公表しておりません。
	2	補助の対象設備を、異なる事業者が所有することは可能ですか。	以下のとおり、「自立」と「機器支援」で取り扱いが異なります。詳しくは公募要領をご確認ください。 ●自立 代表事業者のみ補助対象設備を所有することが出来ます。「設備を１者の所有にする」、「所有のための組合、共同管理法人等を設立する」等、ご検討ください。 ●機器支援 代表事業者に加えて共同事業者も補助対象設備を所有することが出来る場合があります。
	3	同様の事業を複数の地区で検討しております。施設単位での申請となっていますが、同じ事業者で同様の事業を申請する場合、採択に制限などありますか。（例えば一番評価の高い事業だけが採択され、その他の事業は不採択となる可能性が高いなど。）	全く同じ内容であれば全く同じ評価ですが、地域性や全体のバランスをみての判断となる可能性があります。 なお、同一公募期間中、月間の応募は１事業者１件のみとなっておりますのでご留意ください。
	4	採択通知から交付決定までの期間はどれくらいになるのか、目安を教えてください。	採択通知のあと、交付申請書をご提出いただいてから概ね１ヶ月後程度です。 交付申請書類の整備状況により前後します。修正等が発生しないようご注意ください。
応募申請	5	【様式１】応募申請書の代表者は代表取締役社長等、法人格の代表権を持つ者でなければなりませんか。	原則として、代表取締役社長等の法人格の代表権を持つ方としていただきますが、代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても事業実施の代表者として応募申請することが可能です。
	6	「事業実施の担当者」は誰にすればよいですか。	事業実施の担当者は補助事業に関わる業務を実際に行い、財団と連絡を取り合える方としてください。
	7	大企業の100％出資子会社（中小企業）が補助事業に申請する場合、補助額は中小企業枠として扱われるのか？	中小企業基本法上には、いわゆる「みなし大企業」の規定はありませんので、同法第２条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する限り、中小企業者に該当します。
共同申請	8	ESCO契約やエネルギーサービス契約を想定した事業も対象となりますか。	シェアード・セイビングス契約であれば、ESCO/エネルギーサービス事業者が対象設備を一元的に施工、運用、費用償却することになりますので、対象となります。必要な書類等はファイナンスリースの場合に準じて、顧客との共同申請となります。 なお、ギャランティードセイビングス契約の場合、設備の所有権が顧客にあるため、ESCO/エネルギーサービス事業者は補助対象外となります。

区分	通番	質 問	回 答
共同申請	9	企業、導入メーカー及びリース会社での共同申請を検討中で、設備は転リースすることを考えているが対象となるか？	当事業においては、転リースは認めておりません。
応募申請時の提出書類	10	応募段階では、まだ発注先が決まっていませんが、応募申請様式2の＜事業の実施体制＞の発注先はどのように記入すればいいでしょうか。	「発注先未定」とご記入ください。
	11	応募申請様式3の経費内訳の記入方法について、内訳は、材料費・労務費・直接経費ごとに記入することになっていますが、複合単価（歩掛り）があるものはどのように内訳に記入すればいいでしょうか。	複合単価は「材料費」で整理してください。
	12	応募書類について、企業パンフレット等業務概要や経理状況説明書の提出が求められていますが、市町村が申請者の場合は添付は不要ですか。	市町村案内等の印刷物があればお示しください。自治体の基本情報が掲載されていればWEBページをお示しいただいてもかまいません。 経理状況の説明書は、代替として、今年度の当該事業に係る、予算措置がわかる資料を提出してください。
	13	各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しているものです。提出書類として、この資料のような形でもよろしいでしょうか。	問題ありません。ホームページで公開されている場合、該当ページの印刷でも可能です。
	14	連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
	15	申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	補助対象の要件や公募要領等の内容や申請書類等の記入方法等の問い合わせや相談に対応していますが、申請書の事前チェックや審査に関する相談は受け付けておりません。
	16	代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表、損益計算書が必要でしょうか。	代表事業者と共同事業者それぞれで、貸借対照表、損益計算書が必要です。
	17	経理状況説明書（貸借対照表・損益計算書）について、１期分に前期と今期が記載されております。これで２期分の経理状況説明書となりますか。	２会計年度分の内容が記載されていれば大丈夫です。
	18	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。	三者以上の競争入札もしくは、見積合わせを行ってください。 単に利便性などから特定の業者を選定することがないよう、競争性・透明性が確保された発注・契約の実施に十分留意してください。
	19	応募にあたっての添付資料で見積書が求められていますが、その時も三者以上の見積合わせが必要ですか。	業者選定時には、競争入札又は三者以上の見積合わせが必要ですが、応募時は見積合わせは必要ではありません。

区分	通番	質 問	回 答
応募申請時の提出書類	20	見積書についてですが、業者によっては見積書の書式が自由に変更できないため、見積書例にあるような区分、費目、細分、備考の欄がある見積書を取得できない場合、見積書と別に見積書例にある経費内訳書を事業者が作成して添付すれば良いでしょうか。	見積書は、業者の書式で構いませんが、見積書と別に積算内訳書を作成して添付するなど、区分、費目、細分がわかるように明示ください。
	21	応募申請時に、【様式3】経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、建設物価等の金額を参照した概算の見積書をもとに作成いただいてもかまいません。 なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
	22	見積依頼業者から提出された見積書内訳には、「○○工事　一式　△△円」とありますが、そのまま経費内訳に転記してもよいでしょうか。	補助対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず単価×数量、単価×人工で記載し、その根拠が必要となります。概算であっても一式では計上せずに、全ての品目について数量を単価が記載されている見積書の内訳を提出してください。
	23	「暴力団排除に関する誓約事項」の申請者は、【様式１】応募申請書の「代表事業者の代表」と同じ者とする必要があるのでしょうか。	同じとしてください。
事業期間	24	補助事業実施の報告は 、いつまでに何を財団に報告すればよいですか。	令和９年2月26日までに補助事業者による検収が完了し、かつ支払いを完了して事業完了となりますが、事業を完了してから30日以内、あるいは令和９年3月10日までのいずれか早い方の期日まで完了実績報告書を財団に提出いただきます。
	25	何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか。	事業期間内に補助事業が完了しない場合、原則として補助金は交付されません。ただし、遅延の理由が天災等補助事業者の責によらない場合はこの限りではありませんので、予定期間内に完了しないことが見込まれる場合等には、速やかに財団までご相談ください。 必要な手続き等には、交付規程の（交付の条件）第８条第六号を確認してください。
補助対象経費	26	補助対象外経費に当てはまるものはどのようなものがありますか。	例として下記のような経費は補助対象外となります。 ・申請システムにおいてCO2排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等に係る経費 ・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む） ・工事で発生した残土処理費 ・本補助金への応募・申請等に係る経費 ・官公庁等への届出等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費 消費税も原則対象外となります。
補助対象経費	27	（補助対象の）設備の設置のための搬入道路の建設、建屋の建築及び基礎工事などに要する経費は補助の対象となりますか。	「搬入道路の建設」については、いわゆる共通仮設費に属するものであれば、補助対象となりえます。 「建屋」については、原則として補助対象外ですが、本事業だけのためのものであり、設備・機器の稼働に直接必要と認められるものであれば補助対象となる場合がありますので、具体的な計画内容により個別にご相談ください。 なお、共通仮設費を含む間接工事費の計上金額は、その妥当性にご留意ください。

区分	通番	質 問	回 答
補助対象経費	28	間接工事費など補助対象外工事を含む費用について、補助対象と補助対象外の区分けが困難な場合は、経費はどのように区分けすればよいでしょうか。	本工事費の間接工事費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）等、区分けが困難な場合は、按分等の適切な方法で行ってください。
	29	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	上限額を超える補助金額の増額はできません。採択通知に記載された採択額が補助金交付金額の上限になります。 なお、補助対象経費の精査により、さらに上限額が減額となる場合がありますのでご承知おきください。 更に、交付決定、見積合わせ等で決定した金額と応募申請も含めていずれか低い額が上限となります。
	30	公募要領別表第１などで用いられている「地域の実態」という表現は、どのような事象を指しているのですか。	事業を行う際の費用については、例えば離島では、本土から離れているという特殊要因により、本土とは異なる施工方法や資材搬入方法が用いられることがあり、単価が異なることも考えられます。 また、単価に関しては、労務費の単価なども本土より割高となることが想定されます。 これらは、あくまでも一例ですが、このような事象を「地域の実態」と表現しています。
	31	試運転ならびに実運用の際の予備品は補助の対象ですか。	試運転に必要な用品及び材料（試薬等）に限り、補助対象となりえます。 実運用の際の予備品は補助対象外です。
	32	水素を通す管を埋設するにあたって、舗装を一旦剥がし、埋設工事を行ってから現状復帰の舗装をするのですが、この舗装工事は補助対象となりますか。	現状復帰のための舗装工事は補助対象となります。 一方元々舗装の無い部分での工事の場合、工事後の舗装工事は補助対象とはなりません。
	33	水素導入配管の設置など、申請者自身の土地に係らない部分の施工についても補助対象となりますか。	申請者の責任の管理下にはない、施設、建物、土地への設置は、補助対象外となります。
消費税	34	消費税は補助対象となりますか。	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別＿表第３に掲げる法人で、特定収入割合が５％を超える補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者 ※補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第９による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに財団に報告してください。

区分	通番	質 問	回 答
他の補助金との併用	35	他の補助金と併用は可能ですか。	本補助金以外の国の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）を受ける場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、本補助金以外の国の補助金が採択された場合は、どちらかのみの受給となります。 なお、地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（当財団）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。
	36	同一法人の別の事業が国からの他の補助金を受けて設備を設置しています。応募できますか。	同じ法人、あるいは同じ事業所内にて、他の設備が本補助金以外の国の補助金を受けて設置された設備であっても、本事業で補助対象となる当該設備がその補助金を受けていなければ、申請できます。
	37	補助金適正化法の対象外である運営費交付金（国庫から支出）にて事業を実施した場合、補助対象となりますか。	例えば、文部科学省からの「運営費交付金」は本事業の補助により実施する事業に対して交付されているものではないため、申請可能となります。
補助事業における発注	38	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、例えば、A社の設備に追加工事をする場合、A社からの購入が安価になります。この場合はどうすればよいですか。	「既設設備の業者が安いから」といった単純な理由では業者選定はできません。 競争入札又は見積合わせ（三者以上）が困難又は不適当である場合は、客観的な理由（価格の妥当性含む）を明記した選定理由書を事前に提出し、財団の承認を得ることが必要となります。
	39	見積合わせを行う場合、「複数メーカーの商品（同等のスペックのもの）を比較」と、「同じ商品で、複数の販売先を比較」のどちらが正しいですか。	どちらでもかまいませんが、ひとつの販売先から複数メーカーの商品の見積書を取得した場合は、競争原理が働いたことにはなりませんのでご留意ください。
	40	発注先決定に関し、原則見積合わせ、入札行為が必要なことは理解していますが、弊社は、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約できますか。	補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、随意契約によることができます。この場合、交付申請の際に随意契約となる選定理由書を事前に提出し、財団の承認を得る必要があります。
	41	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください。
	42	工種ごとに業者を選定しても構いませんか。それとも１事業に対して１施工業者に一括で発注しなければなりませんか。	施工業者は工種ごとに業者を選定してもかまいません。ただし、それぞれに入札又は三者以上による見積合わせが必要です。
	43	自社調達では、材料の原価の証明は見積書もしくは請求書でよろしいでしょうか。	自社調達の場合、製造原価又は仕入原価を証明する書類を提出してください。 原価の証明書類を示せない場合は、製造部門の責任者名によって作成した製造原価証明書を提出してください。 自社で当該年度適用の利益率又は手数料等を取り決めている場合は、その率による算出方法を用いるか、又は御社の損益計算書より売り上げ利益を算出し、当該製品に適用させ利益排除計算をすることで認められる場合があります。
	44	補助対象とする経費は 基本的に自社調達とする予定なのですが、一部外注する場合の外注先にも三者の見積合わせは必要でしょうか。	事業の一部でも外部へ発注又は契約をする場合は、原則として、競争入札や三者以上の見積合わせが必要です。

区分	通番	質 問	回 答
補助事業における発注	45	自社の開発システムを自社の建物に施工する際、システム本体を含む工事全体を、外注としてもよろしいでしょうか。	補助事業者自身が開発するシステムを補助対象として申請する場合は、外注か否かを問わず、自社調達して、補助対象経費から利益等を排除することが必要です。
	46	自社による施工を考えています。労務費や間接工事費は補助対象になりますか。	補助対象経費として申請はできますが、その場合、下記のような信憑書類を完了報告時に整理していただく必要があります。 ・事業従事者の体制図 ・就業規則、給与規定 ・雇用契約書 ・人件費集計表 ・事業従事者の時間給額算出表 ・法定福利費の算出根拠 ・給与台帳、給与明細 ・業務日誌（該当作業に対する作業従事割合） ・出勤簿、タイムカード ・給与振込票（通帳該当部分） ・所定労働時間算出表 ・計上される金額の計算　等 なお、これらが揃わない、書類間での整合がとれないなどがありますと補助対象となりませんのでご注意ください。
事業報告書	47	CO2削減目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。	年に１度の事業報告の際、CO2削減量の目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくことになります。 また、今後の対策（案）を提示いただくこともあります。
	48	事業報告書において、完了実績報告書に記載したCO2削減量の達成率が低かった場合、ペナルティはありますか。	CO2の削減等当初の目的と大きく乖離している場合は、補助金の返還をしていただく可能性があります。
CO2削減計算	49	CO2削減計算はどのように行いますか。	CO_2削減計算の考え方は、補助事業による設備・システムの導入前と導入後のエネルギー消費量（CO_2排出量）の差を基本とします。 ご計画の事業におけるCO_2削減の考え方を、算出根拠資料（計算書）としてまとめて実施計画書に添付してください。 なお、エネルギー量からCO_2削減量への換算は、財団ホームページ（https://www.heco-hojo.jp/yR07/suisoj/competition.html）に応募書類として掲載している「ハード対策事業計算ファイル」を用いてください。
JC-STAR認証	50	JC-STARの取得対象となる機器とはどのようなものか？	本補助事業では、JC-STAR の取得対象となる機器は、以下のうち、IP通信機能を有する機器を想定しています。 ・太陽光発電用パワーコンディショナー（PCS） ・定置用蓄電池 ・EMS ・制御装置 ・その他IP通信機能 なお、監視カメラなど、直接、本システムと連携しない機器については特に問いません。
	51	既設の設備（「太陽光発電設備」、「蓄電池設備」及び「太陽光発電設備または蓄電池設備の出力制御を行うEMS」）にもJC-STARの対応は必須ですか。	既に設置している設備（補助対象外）については、新たにJC-STARへ対応することは求めませんが、対応することが望ましいです。

区分	通番	質 問	回 答
	52	既設の太陽光発電設備、蓄電池設備を、新たに導入するEMSにより出力制御を行う予定です。この場合もJC-STARの対応は必須ですか。	新たに導入するEMSについては、JC-STARにおける★1以上の適合ラベルを取得した製品を事業完了までに導入することが要件となります。
	53	IP通信を用いない設備についても、JC-STARの対応は必要ですか。	JC-STARの適合ラベルが取得できる対象範囲は、IPを使用したデータの送受信機能を持つものとなりますので、IP通信を用いない設備については、JC-STARの対応は不要です。
その他	54	交付規程には「軽微な変更」という言葉が使われていますが、どのような場合を指しているのですか。	「軽微な変更」とは、補助対象経費において、金額変更が発生する計上費目中、各配分額のいずれか低い額の15%以内の変更であり、かつ、CO2排出削減効果に著しい影響を及ぼす恐れのない変更であり、次の2点に該当するものを指します。 ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効果的に事業目的達成に資するものと考えられる場合 ・事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
	55	導入設備の処分制限期間はどのようにして調べることができますか。	取得財産の処分制限期間とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定めるの期間としており、具体的な期間については、環境省HPの「環境省調達関係通知等」に掲載されている最新の告示を参照願います。 （参考）https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03.html
	56	応募時では、機器設備の設置先、または設置する設備機器・システムなどの仕様を決める事ができないのですが、応募は可能でしょうか。交付申請時には決定できる予定です。	設置先や機器設備の仕様が決まっていない場合は応募できません。
	57	系統からの電力を利用して水電解装置へ給電する場合も対象になりますか。	以下のとおり、「自立」と「機器支援」で取り扱いが異なります。詳しくは公募要領をご確認ください。 ◆自立 「自立」の趣旨に鑑み、自然災害等により系統からの受電が出来なくなった場合でも自立して機能する必要があるため、オンサイトで発電した再エネ電力以外は認められません。 ◆機器支援 非化石証書等により同一地域の再エネ由来電力のみを利用するものと財団が認めれば利用可能です。